

紛争解決制度改革に関する閣僚決定（仮訳）

閣僚会議は、下記の事項を決定した：

- ・ 2024年までに全ての加盟国が利用できる完全かつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うとの第12回WTO閣僚会議（MC12）での我々のコミットメントを想起し、これまでに行われた作業に留意する。
- ・ 我々は、この作業を通じて得られた進捗を、我々のコミットメントを実現する価値ある貢献として認識する。我々は、我々の作業を進めるために役立つ加盟国からの全ての提出物を歓迎する。
- ・ 我々は、MC12で合意した2024年までの目標の達成に向けて、包摂的かつ透明な方法で議論を加速させること、これまでに既になされた進捗を土台とすること、そして上訴／レビューとアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことを事務方に指示する。